

農地改革の連続性と断絶性

——農地改革について——

島 袋 善 弘

はじめに——課題

農地改革については、戦後改革論の一環として議論され、一九七〇年代に論点はほぼ出つくした感がある。

七〇年代の農地改革論は、次の二つの議論に代表される。

その一つは、大内力が主張する「連続説」（第二次大戦前と戦後の農地政策の連続性を主張する）である。大内は「農地改革……の結果実現されたような土地所有の構造は、じつは国家独占資本主義自体が必然的に発展させ……つつあったものであり、農地改革はこの歴史的過程を一举に前進させる役割を果たしたのであった。……それは……国家独占資本主義のもつ内在的傾向の急性的な促進だったのであり、そこにその歴史的性質があったのである」と主張する。

農地改革論のもう一つは、大石嘉一郎が主張する「断絶説」（戦前と戦後の農地所有・社会構成の断絶性を主張する）である。大石は「農地改革は、封建的ないし半封建的土地所有の変革の世界史的過程において、『上からのブルジョア革命』の系列に属し、そのもっとも最新の段階での完成として独特な地位をしめている」⁽³⁾「農地改革の性格は……『上からのブルジョア革命』を、特殊な条件のもとで実現したものであった」と主張する。

本稿は、以上のような一九七〇年における農地改革論を、(1)帝国主義段

階における農地政策の展開、⁽²⁾一九五〇年代後半以降の農地賃貸借の展開（耕作権不安定・現物小作料形態での賃貸借の拡大。現象的には農地改革以前の小作関係に復帰する）、⁽³⁾帝国主義段階における各国農地政策の特質との対比、という三つの視点から見直すことによって、農地改革論を再構成することを課題とする。

(1) 七〇年代の農地改革論については、東京大学社会科学研究所編『戦後改革 1 課題と視角』（一九七四年）、『同 6 農地改革』（一九七五年）を参照されたい。なお、本稿では農地改革をめぐる事実関係には触れない。それについては上記二著書のほか、農地改革記録委員会『農地改革頭末概要』（一九五一年）、農地改革資料編纂委員会編『農地改革資料集成』全一六卷（一九七四—八二年）等を参照されたい。

(2) 大内力『戦後改革と国家独占資本主義』（前掲『戦後改革 1 課題と視角』所収）五三—五四頁

(3) 大石嘉一郎「農地改革の歴史的意義」（前掲『戦後改革 6 農地改革』所収）四七頁

(4) 同前四三頁

(5) 拙稿「日本資本主義と農地所有——地主の寄生形態およびその展開——」（『山梨県立女子短期大学紀要』二一号・一九八八年）参照。

(6) 本稿は、主として連続説について検討することを通して農地改革論の再構成を図るものである。断絶説については、柴垣和夫が次の二点で外

在的批判を行っている。(i) 農地改革をもって「上からのブルジョア革命」として理解することに對する疑問。即ち「社会体制として成立した日本資本主義のもとで、なおかつ『ブルジョア革命』が必要だという議論は……どうてい理解しがたい」とする批判(大石嘉一郎「農地改革の再検討」に對する柴垣和夫の「コメント」、佐伯尚美・小宮隆太郎編『日本の土地問題』一九七二年、二四—二五頁)。(ii) 農地改革の特殊歴史的な意義が明確化されてないことに對する批判。即ち「『資本主義の発展』にとつて地主的土地所有が『桎梏と化した』と指摘されているが、その『桎梏』の内容が必ずしも明確でない。……はたして『資本主義の発展』といった一般的な問題であつたのかどうか、疑問である。……それは、国家独占資本主義の歴史的規定性をうけたもの、といつてよい。……農地改革もまた国家独占資本主義の政策として把握してこそ、その特殊に歴史的な意義が明確化されるのではあるまいか」(同前二五頁)とする批判。

なお、大石は近年「上からのブルジョア革命」論を訂正するかと受けとれることを書いており、その延長線上には、農地改革に對する見直しがあるかとも思われる(大石「国家と諸階級」、『日本帝国主義史』1 一九八五年、四五—五二頁)。

付け加えれば、「断絶説」においても、後述する一九五〇年代後半以降の農地賃貸借の展開について、説明が必要ではないかと思われる。

一 大内「農地改革論」の概要と問題点

(一) 大内説の概要

大内説は、先に掲げた論文「戦後改革と国家独占資本主義」に示されている。その大要は次のとおりである。

(1) 大型小農化傾向との関連

この点についての大内の説明は、理解しにくい部分があるが、次のよう

に要約されよう。

「資本主義の帝国主義段階への移行は、地主制の解体と自作農的土地所有の拡大を必然的にもなうものであり、国家独占資本主義は——自作前進における小作地の拡大をも農民的所有の拡大のなかにふくめて考えれば——その傾向をいっそうはげしく前進させるものである」。「国家独占資本主義のもとでも中農標準化傾向は変型しつつ貫かれてゆくのであるが、それは土地所有にはどういふ影響をおよぼすのであろうか。ある段階までは、いぜん自作地化傾向がすすんでゆくであろう……けれども国家独占資本主義がいっそう成熟し、農家数の減少と一部の農民の規模拡大がますます速められるばあいには、……自作地による規模拡大が相対的に困難になるために、むしろ自小作前進型が強くなってくる。……農地の所有と利用関係からいえば、ふたたび小作地が増加しはじめることになるのは事実である」。

以上の引用を一言で示せば、国家独占資本主義の「ある段階までの自作化傾向、次の段階における大型小農化傾向の加速による小作関係の拡大」ということになる。

(7) 前掲『戦後改革 1 課題と視角』四五頁

(8) 同前四四—四五頁

(9) このように要約して大過ないであろう。なお、引用文中の「自小作前進における小作地の拡大をも農民的所有の拡大のなかにふくめて考えれば」という部分は奇妙で不可解である。大内が、こういう奇妙な表現をせざるをえない理由は、おいおい明らかになるであろう。

(2) 社会政策的農政との関連

(a) 政策イデオロギーの変化からの説明

国家独占資本主義の時期に入る以前においては、社会政策的農業政策の一部を形づくるものとして実現に移された農地政策は、小作調停法を除けば、小規模な自作農創設事業がほとんど唯一のものであった。「けれども、すでにこのとき、農業政策を支える政策的イデオロギーに重大な変化が生

はじめであり、のちに農地改革のさいきわめて明瞭な姿をとってあらわれるものがすでに萌芽的にはあれ姿をあらわしはじめていた……。それは、さしあたり二つの内容をもっていたといえよう。その一つは、農地は耕作農民に所有させることのほうがぞましいのであり、できれば地主的所有は排除すべきである、ということであり、もう一つは……小作農の権利を強化して所有権にあるていどの制約をくわえることのほうが、むしろ必要でもあり、『正義』にもかなう、ということである。前者が自作農創設のイデオロギーであり、後者が小作立法のそれである⁽¹⁰⁾。

(b) 戦時体制期の政策からの説明

自作農創設事業の拡大、小作料統制・農地価格統制・食糧統制の進展により「農地改革のはじまるまえに、地主的土地所有は事実上いちじるしく弱体化していた……。このような政策上の前史によって、農地改革への地ならしが事実上そうとうにすすんでおり、それにたいする政治的抵抗がかなりのでいど骨抜きにされてきていたことは重要であろう。……従来追及してきた農地政策の路線をあるていど延長すれば、そこ（農林官僚による改革案——引用者注）に到達するのはむしろ自然のなりゆきだったのである。……農地改革の政策的イデオロギーはすでに長年にわたって展開されてきていたのであり、農地改革はそれを背後にふまえて、同じ路線の延長線上に位置づけられているということである⁽¹¹⁾」。

(c) 農地政策の「特別に重要な意義」からの説明

この面では、次の二点の説明がある。

① 一般的にいえば「社会政策としては、できるだけ多くの農民に土地を分与し、あらかじめかれらを社会主義から切りはなし、自己（＝資本主義——引用者注）の味方にひきこんでおくことが重要課題になるのはとうぜんのことである⁽¹²⁾」。そして、特殊戦後日本についていえば、農地改革は「農民層を一挙に体制の安定勢力たらしめる効果を發揮して、敗戦後の危機に直面した日本資本主義をみごとに救済する役割を果たした⁽¹³⁾」。

② 農業政策の隘路の除去。農産物価格の調整・農業に対する財政投融资（土地改良資金等）の拡大・生産数量の割当等、この時期に特徴的な政策の効果は、地主的利益に帰着することを避けるためには、農地政策が必要である。

(10) 前掲『課題と視角』四七—四八頁

(11) 同前四九—五〇頁

(12) 同前五頁

(13) 同前五頁。なお戦後日本の特殊な条件とは「一方における食糧危機と、他方における引揚者や応召・応徴解除者や失業者やの農村への大量の流入ないし還流は、とうぜん土地にたいする需要を拡大し……農民の下からの運動を急速に発展させていった」（梶西光連他『日本資本主義の没落 V』一九六五年、一四六頁）といわれる、土地問題の深刻化に対応する必要である。

(3) 結論

以上の論証は、次のように締めくくられる。

「改革の結果実現されたような土地所有の構造は、じつは国家独占資本主義自体が必然的に発展させつつあり、またそのことを反映して政策がそれをおしすすめつつあったものであり、農地改革はこの歴史的過程を一挙に前進させる役割を果たしたのであった。もちろん国家独占資本主義がかならず改革という方法によってこのことを実現するわけではないから、改革という形態そのものは、まさに敗戦に由来する特殊な事態であったといえよう。ただ、それはいずれにせよ、国家独占資本主義のもつ内在的傾向の急性的な促進だったのであり、そこにその歴史的性質があったのである。……国家独占資本主義の一層の展開は、自小作前進を必然的に導くから、農地改革によって成立した自作農体制は、やがて崩壊をとげるであろう。すでに農地法が農業の進歩のための桎梏となることが指摘され、その撤廃ないし修正が……問題にされつつあるのは、そのあらわれである。しかし、いうまでもなくそれは、かつての地主制が復活するということではない。ただ農地改革がその歴史的使命を終ったということにすぎないのである⁽¹⁴⁾」。

(14) 同前五—五四頁

(二) 大内説の問題点

以上のように要約される大内「農地改革論」は、以下の点に問題がある。

(1) 大型小農化傾向との関連

帝国主義段階あるいは国家独占資本主義の下で、「ある段階までは自作化傾向」、次の段階には、大型小農化傾向による「小作関係の拡大」が進むとする主張は、深く考えるまでもなく、全く逆の現象が同じ資本主義の発展段階の中で進むということであり、農地改革につながる自作化傾向は、国家独占資本主義の必然性としては解きえないということではないだろうか（大内も指摘するところ、大型小農化傾向は、すでに一九三〇年代にはじまっている）。

さらに、一九五〇年代後半に入ると明らかになるように、農地改革・農地法は、大型小農化にとって障害とさえなるのであるから、その点では、農地改革は、国家独占資本主義の必然性を阻止する役割を果たしたとさえ言うるのである。

(15) 同前四五頁

(2) 社会政策的農政からの説明

(a) 政策イデオロギーの変化

農地改革につながる政策イデオロギーと、政策の必然性とは区別すべきではないか。即ち、農政官僚は多分に農本主義的イデオロギーをもっており、農政官僚によって形成される政策イデオロギーと、その実現可能性・実現形態とは、結びつく必然性は無いと考えるべきであろう。

(b) 戦時農地政策の評価

戦時農地政策は、総力戦体制下の食糧増産政策としてなされたものであり、特殊・一時的な色彩が強いと考えるべきであろう。したがって、常態の国家独占資本主義の延長線上に位置づけて考えるのは不適当である。

また、戦時農地政策の展開が地主的土地所有を弱体化させ、農地改革の

地ならしとなったとする見方は、戦時農地政策に対する過大評価であろう。第一次農地改革案をめぐる国会の審議状況は、地主（とくに在村の中小地主）の政治的抵抗力の強さを示しているといえよう。

(c) 敗戦後の危機

危機は、地主階級（所有小作地一〇町歩前後以上の地主であろう）の解体で対処できるものではないかと思われる。政府および農政官僚の判断も、せいぜい第一次農地改革案（在村地主五町歩の保有地を容認・小作料金納化・耕作権強化）で対処しようと考えたのであろう。なお、当時の農民運動の第一の課題は、供出・税金問題であり、地主・小作関係は、小作料金納化・耕作権強化で一応落着しえたと考えてよいのではなからうか。

(d) 農地政策の「特別な重要性」について

農民への土地分与による体制内化・農業政策の隘路の除去は、全面的な自作農化を必要とせず、ある程度の階層差を残しておいても、大きな障害とはならないのではなからうか（耕作権確保・小作料規制・農地規制の組合せで——さほど強い規制でなくとも——小作人の反体制化防止や農業政策の効果確保は、達成されると考えられる）。

(16) 常態の国家独占資本主義の農業政策は、増産政策ではなく、生産調整政策がベースになる。

(17) この時期の農民運動の方向については、拙稿「一九二〇—三〇年代における農民運動の展開」（『山梨県立女子短期大学紀要』一三号・一九八〇年）五九—六〇頁を参照されたい。

(3) 農地改革の歴史的使命

大内の説明では、農地改革の歴史的使命は、一九五〇年代前半まで（いかえれば、国家独占資本主義が常態に復するまで）の一〇年間前後だということになる（農地改革によって成立した自作農体制は、五〇年代後半以降崩壊に向かう）。とすると、たかだか一〇年位の歴史的使命しかもちえない政策を、国家独占資本主義の「内在的傾向の促進」「国家独占資本主義が必然的に発展させつつあった」と、国家独占資本主義一般に関わら

せて説明してよいものであろうか。¹⁸⁾

(18) 大内が共著者の一人として加わっている前掲『日本資本主義の没落 V』では、農地改革がもつ国家独占資本主義安定化の役割を指摘しつつ「それは国家独占資本主義に一般的なものとはただちにはいえない。それはあくまでも、危機の深化に対応した非常措置である。またそれは、占領政策という特殊な力によってはじめて徹底しえたものであった」(同書一四六九頁)と書いている。この記述は、「国家独占資本主義に一般的なもの」と「非常措置」とのかかわり方、および「特殊な力」の説明を必要とする。

二 帝国主義段階の農地政策——英・独・仏について

日本の農地政策と農地改革の特質を明らかにするために、帝国主義段階における英・独・仏の農地政策を概観し、その特徴を明らかにしよう。

(一) イギリス

最初の小農地設定法たる一八九二年の小農地法 (Small Holding Act) は、「必要を認められた場合、州議会と、特別市議会とが、小農地を創設する権限を持つことを認め……たものである。その目的は、主として、小農経済を育成することにある。即ち、農村の労働者に、小農地の所有者、または、占有者となる機会を与えるものである。資本は、低利で、国家から供与される。しかし、占有者は、購入価格の五分の一を調達し、一定期間に、その資本額を返済せねばならぬ。借地は、ごくまれに、許可されるだけである。しかし、この法律の目標とするところは、農民の所有権を拡大すること」「換言すれば、小さい自作農家の創設」にある。この法律は、主として、地方当局により、イニシアティブが取られることになっている点と、強制取得権がなかった点から、失敗に帰した¹⁹⁾。

一九〇八年の小農地及び分貸地法 (Small Holdings and Allotments Act) は、州議会と特別市議会とに、小農地の需要に応ずる義務を課した。一八九二年の小農地法に比して改革された主な点は、第一に自作農制度と小作農制度とを併用したことであり、申請者は何れの制度をも選べることとなった。第二は、土地の買収及び賃借に強制力を認めたことである。即ち、自由契約による土地の獲得が不可能なばあい、当局者は、土地収用法によって強制的に土地を買収し、又は賃借することが可能となった²⁰⁾。

一九〇八年法以後、土地政策に若干の改訂・拡張はあるが、政策の基本的な部分に変化はないと考えてよい。²¹⁾

このような政策の結果、とくに、とくに第一次大戦前後に、小農地及び分貸地の設定は急速に進むことになった。かくて「自作経営の割合はインランドでは一九一三年に全農業地面積の一〇・六パーセントであったのが、一九二一年には二〇パーセントに、一九二七年には三六パーセントに上昇した。……この傾向は特に一九一七年及び一九二七年の間が顕著であった。この期間は農産物価額、従ってまた地価が高かったのである。多くの土地所有者はこの機会を掴んで土地を売却した。かくて多数の農民が自己の耕作していた土地の所有者になる事が出来た」²²⁾。そして「一八八八年の時点で八五%を占めた借地経営は一九六〇年には五〇%、六九年には三九%と減少してきており、こんにちも自作農タイプの経営が増加している」という状況となる。²³⁾

(19) 農林省農地局『英国の小農地制度』(一九四九年)九七—九八頁。なお、以下では旧字体は新字体に改める。

(20) この法律については、浜田正行「一九世紀末イギリスにおける小農民創設政策——一八九二年・小保有地法の分析——」(『西洋史研究』二九号・一九七三年)が詳細に検討している。浜田は、この法律の本質(階級的性格)について、「本稿の……分析結果から推定しうるのは本法がすぐれて地主的法律であったという点であろう。すなわち、地代の低落に悩む地主階級は農業大不況克服策の一環として、地主階級の階級的利害を代表する州議会を通じて国家の財政上の援助を利用しつつ、し

かも小保有地創設政策に伴う財政上の一切の負担を終局的には小保有地の購入者に転嫁することによって、大土地所有の分割・売却をみずからのイニシアティブで遂行し、徐々に金融資産階級への転換を企図したといえないであらうか」（同論文七六頁）と記している。

(21) 前掲『英国の小農地制度』九九—一〇一頁による。

(22) 一九〇八年以降の農地政策の展開については、前掲『英国の小農地制度』、小林茂『イギリスの農業と農政』（一九七三年）、田辺勝正『土地制度研究』（一九三八年）、栗原百寿『農業問題の基礎理論』（『栗原百寿著作集』Ⅷ）一九七四年）とくに第五章「イギリス農業における小農地設定政策の諸問題」等を参照されたい。

(23) チェルキンスキー著・川上正道訳『現代欧州に於ける土地制度の研究』（一九四三年）一四頁

(一九四三年）一四頁

(24) 稲本洋之助他編著『ヨーロッパの土地法制』（一九八三年）二七九頁

(25) 一九世紀末以降、農業借地契約についても法的規制が強化され、とくに第一次大戦以後借地農の耕作権が強化されること、及び地代についても規制されたことについては、前掲『英国の小農地制度』、小林前掲書三〇九—一五頁を参照されたい。

(二) ドイツ

第二次大戦以前の農地政策は次のように要約される。

一八八〇年代以降「東エルベの労働力不足に対処する一つの方策として……『内地植民』という、農民経営設定政策がおこなわれるようになった。

……政府は一八八六年から第一次大戦中まで、数次にわたる立法と国家の資金援助とによって、農業恐慌や労働力不足によって打撃をうけたユンカー経営の土地を農民経営地として分譲、賃貸させ……る措置を系統的におこなった⁽²⁶⁾」。「一八九〇・一八九一年法では、植民は大農場主＝大土地所有者の『自由なイニシアチブ』に依拠しており、大農場が分割・割譲されようとしたとき……低利信用によって植民を促進する範囲に留り……政策それ自体としては消極的であった。しかし、……大土地所有者自身の側

でかなり強い農場分割の志向が存在したことが留意されるべきである。……賦払農地創設の政策は、一方において、ユンカー経営解体・縮小のさいに信用提供によって、ユンカー財産・資本の農業からの離脱を円滑にし、あるいは一部分譲後、残されたユンカー経営の財政状態を改善する志向を示すとともに、他方ではかくして得られた土地ファンドを、農業恐慌に対して独自の対応性をもって相対的な安定を保ちえた小農経営の創設にあて、……貧農・半プロ層に土地を提供すること、あるいはその展望を与えることによって農村における階級対立の激化を沈静しようとする志向を示しているといえる。……第一次大戦前の内地植民政策（第一次大戦後も同様）においては、大土地所有・大経営の全面的分割は問題になりえていないことが留意される。……国家政策としての内地植民は、漸進性と限度を与えられていたのである⁽²⁷⁾」

第二次大戦後の西ドイツはどうであろうか。「一九五五年の農業法以降、農地整備、転住、隣接地増反（入植法）、規模拡大といった基準原則の枠内で、小規模な規模拡大（三—四²⁸程度）が土地購入資金の融資、利子補給という形で主として形成されてきた」「農地購入助成（補助金・利子補給、免税）が極めて高い支出であった点は、事例をみれば明らかである。購入地価の五〇％以上に相当する助成が与えられていた。これはまた地価を高める作用を果たしたことはいうまでもない⁽²⁹⁾」。

要言すれば、第二次大戦後においては、間接的で小規模ながら自作農創設政策が継続されているといえよう。

農地関係規制の面では、一九二〇年の小作保護法以降、不十分ながら不当小作料の取締と小作権の安定を図った⁽³⁰⁾。第二次大戦後になると「五二年の農地小作法は当時の西欧諸国にあっては珍しく小作保護色の薄いものであり、農地の賃貸借については一応届出制をうたいながらも、事実上は契約当事者主義の立場に立っていた⁽³¹⁾」（小作法による規制は現実には空文化していると言われている）。

そして、一九六〇年代後半には、農業構造改善（経営規模拡大）政策のため、農地賃貸借促進政策がとられる。その政策効果もあろうが「小作地は西ドイツの全農用地の二〇％弱であったが（一九四九年）、一九六六年

には二二・二%、一九七四年には三二%と増大した⁽³⁰⁾。

- (26) 大内力編著『農業経済論』（一九七七年）一八一頁
- (27) 藤瀬浩司『近代ドイツ農業の形成』（一九六七年）五三二―三五頁。
ただし、一九一九年のドイツ国植民法では「凡ての大地所有地や大農場を悉く収用し分割するの手段に出でず単に或る程度迄之れを収用し得る旨を規定するに止めて成るべく豪農階級の既得権を損傷せざる様に」（沢村康『中欧諸国の土地制度及び土地政策』一九三〇年、七〇二頁）する程度の改革はなされた。

- (28) 第二次大戦直後の西ドイツ土地改革（改革は、地主の利益をほとんど犠牲にしない不徹底なものであった）については、内閣総理大臣官房臨時農地等被買収者調査室『諸外国における土地改革』（一九六四年）八五―九八頁を参照されたい。

- (29) 全国農地保有合理化協会『西欧諸国における農地事情』（一九七三年）七七頁

- (30) 同前七五頁

- (31) 沢村康前掲書四六七―五三八頁参照

- (32) 松浦利明「西ドイツ農業における地価と小作料」（阪本楠彦編『土地価格の総合的研究』一九八四年）四四―四一頁

- (33) 前掲『ヨーロッパの土地法制』四四―四一頁

(三) フランス

フランスにおける自作農創設政策の出発は、「土地取得資金に対する政策金融を梃子に一九一〇年から開始された『農村小経営の取得、変換、再編』事業、つまり耕作者の土地所有への接近」「自作化」を助成する事業であった⁽³¹⁾。

第二次大戦後の一九四五年から四六年にかけて、「小作関係規則」が制定された。同「規則」は「賃借人Ⅱ小作人に対して、自己の借地が売りに出される場合の先買権と特別融資を認める一方、自らあるいは成年卑属が

経営する場合の賃借人の土地取戻権を認めた……。つまり同『規則』の歴史的意義は、戦前來すでに追及されてきていた耕作者の土地所有への接近Ⅱ『自作化』の援助を基調と⁽³²⁾するところにある。

小作関係規制の面では、戦間期以降（とくに第二次大戦後）の賃借権強化・安定化（耕作権確認と小作料統制）という形で政策が展開された⁽³³⁾。

なお、一九六〇年代以降、農業構造の再編（Ⅱ農業経営の規模拡大）が農政の最重要課題となり、小作料の引上げや地主への税制上の優遇措置を認める制度が創設された。

- (34) 津守英夫「フランス農地政策の新展開」（阪本楠彦編『土地価格の総合的研究』所収）四二―四一頁

- (35) 同前四二―四三頁。なお、自小作地率の変動については「フランスの全国的な自小作地率は、少くとも一九世紀末以降、ほとんど大きく動いてきていない。最近でみても、全農用地のなかの自作地の割合は一九六三年五一・三%、一九七五年、五二%である」（同前四三―四四頁）という指摘がある。

- (36) この経緯については原田純孝「フランスにおける農地賃借制度改革」（前掲『戦後改革 6 農地改革』所収）、前掲『西欧諸国における農地事情』を参照されたい。

× × ×

以上のように、英・独・仏における農地政策の展開に多少の形態上の差異はあるが、次の点で同質の展開を示しているといえよう。

- (1) 一九世紀末―二〇世紀初頭以降、自作農創設政策が展開されること（多少の法的強制をとまなうばあいもあるが、地主階級の利益を確保するために開始され、推進される）。
- (2) 小作関係の規制（耕作権の安定と小作料規制）は第一次大戦後に開始され、第二次大戦後に強化されること。
- (3) 一九六〇年代以降（国家独占資本主義が常態に復するにともない）農業構造改善政策のために、農地賃貸借促進政策がとられること⁽³⁴⁾。

このような共通点を有するヨーロッパ諸国における農地政策の展開は、日本の農地改革に対して何を示唆するであろうか。以下検討しよう。

(37) デンマーク・イタリア・ノルウェー・オランダ・スウェーデン等でも同様の農地政策がとられる。その概観については、前掲『中欧諸国の土地制度及び土地改革』、前掲『西欧諸国における農地事情』、前掲『現代欧州に於ける土地制度の研究』、御園喜博『デンマーク』（一九七〇年）等を参照されたい。

三 農地政策の連続性と断絶性

(1) 帝国主義段階の農地政策⁽³⁸⁾

その中心となるものは自作農創設政策である。農産物価格の低迷と「C+V」部分増加による地代Ⅱ小作料の縮小傾向に規制されて、地主階級の解体が進行する。自作農創設政策は、地価を下支えして、地主の階級的利益を満たしつつ（言い換えれば、地主階級の寄生性を保証しつつ）、その階級的解体を促進するものであり、通常のばあい、強制的に急激に行なわれる必要はない。その点で、地主の階級的利益を、全面的といってよいほど犠牲にして実施された農地改革は、帝国主義段階の政策として特異な（断絶的性格の強い）ものと考えられる。

(38) 帝国主義段階における農地政策の特質については、前掲拙稿「日本資本主義と農地所有——地主の寄生形態およびその展開——」を参照されたい。

(39) 大内は「なぜ帝国主義段階への移行とともに、このように地主制の解体がはじまるのかは、それ自体興味のある問題であるが、ここでの本題（『農地改革——引用者注』からそれるから立ち回らない」（前掲『戦後改革 1 課題と視角』四〇頁）と記しているが、この点こそが、農地改革の歴史的位置を明らかにするための核心的な点であろう。

(2) 大型小農化傾向との関連

農地改革のような全面的で急激な土地改革（自作農創設と小作関係規制）は、農地の流動化Ⅱ農地賃貸借の展開を妨げ、大型小農化にとって桎梏となるものであり、むしろ常態の国家独占資本主義の必然性に逆らうものだと言ってよい。したがって、大型小農化傾向との関連では、農地改革は、断絶的な政策だと考えるべきであろう。

(3) 戦時統制・戦後農地政策について

戦時体制期に、地主の階級的利益を犠牲にした農地政策（耕作権強化・小作料規制）が実施されたのは、総力戦を遂行する上で、農業生産の直接的担い手である小作農民の同意（物的・財政的裏づけのない生産増大策に対する同意と、総力戦体制そのものに対する同意）を獲得することが必要とされたからであろう（そして、戦時体制下における農地政策の既成事実は、総力戦が敗戦で決着をつけられた後も短期間で元に戻すことは困難であろう）。さらに、敗戦後も食糧危機の下で、食糧増産を遂行するために、地主の利益を抑制する政策が必要とされた。したがって、利益抑制の程度はともかくとして、「非常措置」として農地政策は避けられなかったと考えられる。

以上のようなみで（というよりも、その限りでは）、戦後農地政策は、戦時農地政策の延長線上にある（連続的な）ものとして、みることできる（といっても、現実になされた農地改革のような徹底性が必然的であるとは言えない）。

(4) 社会政策的農政としての農地政策

社会政策的農政としての農地政策は、①一般的には、農民の社会主義勢力からのひき離し（小作争議対策・小土地保有者の形成）、②特殊歴史的には、敗戦後危機への対処、という階級有和策としての側面と、③社会政策的農政の隘路となる地主の排除、の三点から説明される。①②③の社会政策的農政の機能については、階級としての地主を排除すれば事足りるとみてよいであろう。というのは、農民の労働成果配分に多少の階層間格差が

あっても、それが、階級的対立意識を作り出すようなものでなければ、社会政策の機能は果されると考えてよいからである。③の農政の隘路の除去については、全面的な排除になるマイナス面（農地流動化の障害となる）を考慮すれば、ある程度の農地賃貸借はむしろ必要だと考えられる。

(5) 結論

農地改革は、地主階級の解体という点では、帝国主義段階（その中国家独占資本主義の時期をも含めて）の政策として連続性を示すものである。そして、農地改革の基本的性格は、地主階級の解体にあると考えてよいから、農地改革は、基本的には帝国主義段階の政策として連続的なものといえよう。

しかし、農地改革は、第一次改革案でさえも、帝国主義段階の政策としては断絶的側面が強い（戦時統制の延長線上に考えても、国会での議論にみられる如く、断絶的な面がかなりある）。第二次改革案に至っては、帝国主義段階の政策としてはもちろん、戦時統制に連続する政策としても、明らかに行き過ぎた改革だといえよう（地主階級の利益を全面的に否定し、かつ地主階級といえない中小地主階級の利益をも犠牲にしてなされた自作農創設、および小作関係の過度の規制）。

そうした行き過ぎた政策を可能にしたのは、反ファシズムの国際的雰囲気や、アメリカ占領軍の自作農主義に対する思い入れだったと考えてよいであろう。

(40) 帝国主義段階において地主階級が帰着するところは、イギリスにおいて典型的に示されている。小林茂『イギリスの農業と農政』（一九七三年）は、「農業経営者に主要生産手段としての土地を提供している地主の組織」―地方地主協会について、次のように記している。「地方地主協会（は）……一九〇七年に自由党の政策の一つであった『土地税』の新設に反対して、リンカンシャーに地主たちが結束して組織を作った。

これが地方地主協会の始まりである。その後この地方地主協会は、利害関係が類似している自作農をもその入会資格の中に加え、その勢力の拡

大を計った。現在では、その会員は三五、〇〇〇名に達している。しかし、イギリスにおける地主階級の衰退とともに、この協会の力も次第に低下している。しかし、この地方地主協会の中央本部の主導権は、現在では、純粋な地主ではなくて、農業経営にも従事している地主（自作地主）によって握られている。したがって、それは上院を通してかなりの政治的影響力を持っている。そこで、本来的地主の要求である地代の引き揚げといった問題よりも、排水・下水の改善とか土地利用に関する問題を解決することや、それに関する法令の草案作成などに、重点的に働きかけて、成果を納めている。……地方地主協会は、現在では、設立当初とはその内容が少し変ってきているが、それでもなお地主側の代弁者として、かなりの影響力を持っていることは否定できない」（同書二五二―五三頁）。つまり、地主階級の漸次的解体と中小地主階層への主導性移行の二点の特徴である。

四 総 括

農地改革は、国家独占資本主義における農地政策の連続性においてではなく、帝国主義的農地政策の連続性（地主階級の解体）と、断絶性（階級的・階層的利益を犠牲にした過度の改革）の両面において理解されるべきである。そうすることによって、帝国主義段階における農地政策のつながりを、戦時統制をはさんで、常態の国家独占資本主義の時期（一九五〇年代後半以降）まで整合的に理解しうる。

農地改革は、帝国主義段階（またはより狭く国家独占資本主義）の農地政策としては行き過ぎた改革であり、行き過ぎた改革は、国家独占資本主義が常態に復帰したとき、ゆり戻しを必然化される。一九五〇年代後半以降における農地政策の試行錯誤過程（それは一九七〇年の農地法改正―農地賃貸借の推進に行きつく）はそれを示している。

（一九八七・一〇・一八）